

注：

本資料はDeloitte & Touch LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問い合わせください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。



iGAAP in Focus

欧州サステナビリティ報告

欧州委員会による欧州サステナビリティ報告基準の委任規則に関する市中協議

目次

背景

規則案

EFRAGがECへ提出したESRS 草案からの変更箇所

詳細情報

このiGAAP in Focusは、サステナビリティ報告基準に関する会計指令（欧州議会および欧州理事会の指令2013/34/EU）を改正する委任規則案について、欧州委員会（EC）が2023年6月9日に開始した[市中協議](#)の概要です。

- ECは、企業サステナビリティ報告指令(CSRD)の定めに従い、欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) を規定するために規則案を協議しています。
- ECは、2022年11月にEFRAGが提出したESRS草案に対して以下を含む変更をしました。:
 - マテリアリティ（重要性）・アプローチの変更
 - いくつかの要求事項に段階的導入を追加
 - いくつかの要求事項を任意のデータポイントに変更
 - いくつかの開示要求に柔軟性を持たせる
 - EUの法的枠組みとの一貫性を確保するための技術的調整
 - グローバルの基準設定動向との相互運用性を高めるための変更
- この規則案は、すでに非財務報告指令 (NFRD) の対象となっている企業に対して、2024年1月1日以降に開始する会計年度からESRSが適用となることを示している。
- 規則案の市中協議へのコメント提出は2023年7月7日までである。

背景

EU会計指令（企業のサステナビリティ報告指令(CSRD)によって改訂）は、特定の企業に対し、企業がサステナビリティ事項に与える影響を理解するために必要な情報と、サステナビリティ事項が企業の成長、業績および財政状態に与える影響を、マネジメント・レポートの専用セクションに記載することを要求しています。

CSR Dは、対象となる企業群ごとに、サステナビリティ情報の開示要求が開始する会計年度を定めています。CSR Dの対象範囲は広く、EU域内企業だけでなく、一定のEU域外企業が含まれます。

詳細については、以下のWebサイトを参照してください。

www.iasplus.com

www.deloitte.com

適用範囲と適用日の詳細については、[iGAAP in Focus—企業サステナビリティ報告指令\(CSRD\)の世界的な適用 - 官報に掲載された最終条文](#)を参照してください。
[LINK1](#)

ECは、企業がCSRDに従って報告すべき情報を規定したサステナビリティ報告基準を定めることを要求されています。[Draft European Sustainability Reporting Standards \(ESRS草案\)](#)はEFRAGが開発し、2022年11月にテクニカル・アドバイスとしてECに提出されました。ECは、今回の規則案を公表する前に、様々な欧州機関やその他の利害関係者と協議し、ESRS草案にさらなる修正を加えました。

Observation

ECは、欧州機関や利害関係者との協議を通じて、ESRS草案がCSRDの指令を大筋で満たし、欧州グリーンディールにおける政策目標を達成することを確認しました。同時に、一部の協議参加者からは、特にCSRDによって初めてサステナビリティ情報を報告することが求められる企業にとって、開示要求に準拠することは困難であることが主張されていました。

さらに、ECから欧州監督機関(ESA)に対してESRS草案について意見の提出が要請されたことに対し、欧州保険・職業年金機構(EIOPA)は、各国の法域においてサステナビリティ報告要件が分断されてしまうのを避けることが重要であると強調しました。このために、ESRSとIFRSサステナビリティ開示基準の互換性を確保し、ESRSに従って報告する欧州の企業が自動的にIFRSサステナビリティ開示基準にも準拠しているとみなされるようにすべきと述べました。

規則案

企業がサステナビリティに関連するすべての主要なトピックに関して、関連性、比較可能性及び信頼性のある情報を開示するために、CSRDは、適用対象企業に対し、報告する情報を定め、必要に応じて、情報を報告すべき構造を定めているESRSを利用することを要求しています。EFRAGによって今後開発される追加の基準(すなわち、セクター別基準、上場中小企業の基準、第三国企業の基準)は、追加の委任法令を通じて別途採択されます。

規則案には2つの付録があり、ESRS本文は付録に含まれています。規則案の付録IにはESRS本文が含まれており、付録IIには略語と定義が含まれています。

この規則は適用日から4か月後に発効します。つまりESRSは、CSRDの要求事項に従い、2024年1月1日以降に開始する会計年度から適用されます。この規則は、その全体が拘束力を持ち、すべてのEU加盟国に直接適用されます。

規則案は2023年7月7日までフィードバックを受け付けています。フィードバックは規則案の最終決定に反映されます。

Observation

フィードバック期間が終了した後、2023年8月末までにECによって規則が合意される見込みです。その後、欧州議会と欧州理事会による2か月の審査期間が開始されます(さらに2か月延長される可能性もある)。2024年1月1日からESRSが発効するためには、このスケジュールが守られる必要があります。

EFRAGがECに提出したESRS案からの変更

企業によるESRSの正確な適用を促進するために、ECは以下の分野においてEFRAGのテクニカル・アドバイスを変更しました。

マテリアリティ (重要性)

EFRAGがECに提出したESRS草案は、マテリアリティ (重要性) 評価の結果にかかわらず、ESRS 2全般開示事項とESRS E1気候変動で要求されるすべての情報、特定の企業に対するESRS S1自社従業員の特定の要求事項、及び、他のEU法で要求される基準のデータポイントについて、開示することを求めていました。

ECは規則案でこれを変更し、ESRS 2で規定された開示要求を除き、すべての基準と各基準内のすべての開示要求およびデータポイントがマテリアリティ (重要性) 評価の対象となるようにしました。ECは、この対応が企業の報告負担の大幅な軽減につながると期待しています。

Observation

ESRS 1 全般要求事項で参照されている基準の本質的な目的が「環境、社会、ガバナンスのサステナビリティ事項に関連して、企業がその重要な影響、リスク、機会について開示しなければならない情報を特定する」ことである点は、引き続き変わりません。また、ダブルマテリアリティの観点は維持されています。

要求事項の段階的導入

EFRAGによって提案された一定の要求事項の段階的導入に加えて、ECは、従業員数750人未満の企業に対して、利用可能な追加の救済措置として、さらに以下の段階的導入を規定しました。

	ESRS適用初年度	ESRS適用から最初の2年間
すべての企業が省略可能な情報	気候以外に関する予想される財務上の影響(汚染、水、生物多様性及び資源利用) 自社の労働力に関する特定のデータポイント(社会的保護、障害者、労働関連の健康障害、ワークライフバランス)	
従業員数が750人未満の企業が省略可能な情報	ESRS E1で規定されるスコープ3のGHG排出量データ ESRS S1の開示要求事項	ESRS E4生物多様性と生態系、ESRS S2バリューチェーンの労働者、ESRS S3影響を受ける地域社会及びESRS S4消費者と最終利用者の開示要求事項

特定の開示の任意化

ESRSのそれぞれの開示要件は、1つ以上の個別のデータポイントで構成されています。「データポイント」の定義は、開示要件の定性的な要素も含まれます。

EFRAGが提出した基準案には、すでに多くの任意のデータポイントが含まれていました。これらに加えて、ECはEFRAGによって提案されたいくつかの強制のデータポイントを任意としました。たとえば、次のようなものがあります。

- 生物多様性の移行計画
- 自社労働力の「非従業員」に関する一定の指標
- 企業が特定のサステナビリティのトピックを重要でないとする理由の説明

特定の開示の更なる柔軟性

ECはまた、要求事項を満たす方法に関して追加の柔軟性を導入しました。例えば以下のような領域です。

- サステナビリティ・リスクからの財務上の影響に関する開示要求事項
- 利害関係者との対話に関する開示要求事項
- マテリアリティ（重要性）評価プロセスの利用のメソッドロジー

さらに、ECは、汚職及び贈収賄、並びに内部告発者の保護に関するデータポイントを変更しました。

EUの法的枠組みとの整合性

ECは、会計指令の他の規定やEU法の他の関連部分、例えば支払透明性指令や欧州化学物質排出移動届出制度との整合性を高めるために技術的な変更を行いました。

グローバルな基準設定イニシアティブとの相互運用性

ECとEFRAGは、ESRSとの相互運用性を強化するために、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)及びグローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI)との緊密な連携を継続しており、その連携のためにESRS草案に追加の変更が加えられています。

Observation

ECは、ISSBが2023年6月26日に公表する予定のIFRS S1「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般要求事項」およびIFRS S2「気候関連開示」とESRSの相互運用性を促進することを目的としてESRS草案に変更を加えました。これらの変更の目的は、IFRS S1およびIFRS S2と同時にESRSを適用する企業に二重の報告負担となることを避けるためです。

編集とプレゼンテーションの修正

ECは、基準の明確さ、使いやすさ、一貫性の向上のために、編集上および表示上の変更を行いました。これには、例えば、ESRSが正確な定義を含むすべての用語を明確に識別するための起草の慣習の導入が含まれます。

詳細情報

この焦点を合わせたiGAAPで、ドラフト規則を超える質問があれば、よろしくお願いします。

デロイト会計リサーチツール (DART) は、会計及び財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。[iGAAP on DART](#)では、全般IFRS基準へアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイト公式の最新のiGAAPマニュアル。IFRS基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAPの[サステナビリティ報告書](#)は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会及びガバナンスの事項を踏まえて、企業が考慮しなければならない開示要求及び推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

iGAAP on DARTのサブスクリプションを申し込むには、[こちら](#)をクリックして申請プロセスを開始し、iGAAPパッケージを選択します。サブスクリプションパッケージの価格を含む、iGAAP on DARTの詳細については[こちら](#)をクリックしてください。

主要連絡先

グローバルIFRS及びコーポレート・レポート・ティング・リーダー

Veronica Poole ifrglobalofficeuk@deloitte.co.uk

IFRSセンターオブエクセレンス

アメリカ		
アルゼンチン	フェルナンド・ラトゥカ	arifrscoe@deloitte.com
カナダ	カレンヒギンズ	ifrsca@deloitte.ca
メキシコ	ケビン西村	mx_ifrs_coe@deloittemx.com
アメリカ合衆国	マグヌスオレル・ イグナシオパレス	iasplus-us@deloitte.com iasplus-us@deloitte.com
アジア太平洋		
オーストラリア	アナクロフオード	ifrs@deloitte.com.au
中国	ゴードン・リー	ifrs@deloitte.com.cn
日本	古内和明	ifrs@tohatsu.co.jp
シンガポール	LinLengSoh (リンレンソー)	ifrs-sg@deloitte.com
ヨーロッパ・アフリカ		
ベルギー	トマスカリア	ifrs-belgium@deloitte.com
デンマーク	セーレンニールセン	ifrs@deloitte.dk
フランス	イレネバイキンゲール	ifrs@deloitte.fr
ドイツ	イェンスベルガー	ifrs@deloitte.de
イタリア	マッシミリアノセンプリニ	ifrs-it@deloitte.it
ルクセンブルク	マルタン・フルーネ	ifrs@deloitte.lu
オランダ	ラルファー・ホーベン	ifrs@deloitte.nl
南アフリカ共和国	ニタランチョッド	ifrs@deloitte.co.za
スペイン	ホセ・ルイス・ダロカ	ifrs@deloitte.es
スウェーデン	フレドリクヴァルメウス	seifrs@deloitte.se
スイス	ナディネクシエ	ifrsdesk@deloitte.ch
イギリス	エリザベス・クリスピン	deloitteifrs@deloitte.co.uk

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万5千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約345,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited